

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																					
<p>(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)</p> <p>第15条 [略]</p>	<p>(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>(条例第10条第10項第2号に規定する規則で定める者)</u></p> <p>第15条の2 <u>条例第10条第10項第2号アに規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第1条の2に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であって、同号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p>(3) <u>雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p>2 <u>条例第10条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。</u></p>																																																					
<p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 1621 770 2013"> <tr><td>[略]</td><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td rowspan="3">技能習得手当</td><td>受講手当</td><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td>特定職種</td><td>月額</td><td>円 月 日 支給開始</td></tr> <tr><td>受講手当</td><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td></td><td>通所手当</td><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td colspan="4">[略]</td></tr> <tr><td colspan="4">[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]		技能習得手当	受講手当	[略]		特定職種	月額	円 月 日 支給開始	受講手当	[略]			通所手当	[略]		[略]				[略]				<p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="834 1621 1460 2013"> <tr><td>[略]</td><td colspan="3">[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td rowspan="2">技能習得手当</td><td>受講手当</td><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td>通所手当</td><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr><td colspan="4">[略]</td></tr> <tr><td colspan="4">[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]		技能習得手当	受講手当	[略]		通所手当	[略]		[略]				[略]			
[略]	[略]																																																					
[略]	[略]	[略]																																																				
技能習得手当	受講手当	[略]																																																				
	特定職種	月額	円 月 日 支給開始																																																			
	受講手当	[略]																																																				
	通所手当	[略]																																																				
[略]																																																						
[略]																																																						
[略]	[略]																																																					
[略]	[略]	[略]																																																				
技能習得手当	受講手当	[略]																																																				
	通所手当	[略]																																																				
[略]																																																						
[略]																																																						

様式第6号（第6条関係）

[略]

[略]			
[略]	技能 習得 手当	受講手当	[略]
		特定職種	月額 円 月 日 支給 開始
		受講手当	
通所手当		[略]	
[略]			

[略]

様式第13号（第15条関係）

[略]

[略]					
[略]	通所 日数		特定職種 受講日数		寄宿 日数
[略]					

[略]

様式第15号（第17条関係）

[略]

[略]	
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けたか否か	[略]
[略]	
[略]	

[略]

1 この申請書は、原則として、失業の証明を受けようとする期間（前回の失業の証明日から今回の失業の証明日の前日までの期間をいう。証明を受けた期間＝支給対象期間（就業手当等）中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の証明を受ける日（証明日＝確認日（就業手当等））に管轄公共職業安定所の長による失業の証明を受けた後、受給資格者証を添えて、退職当時の任命権者に提出すること。

（注） 就業手当の支給対象となる「職業に就いた（就業した）場合」とは、就職又は就労（※1）に該当し、かつ、安定した職業に就いたこと（※2）以外の就業をした場合をいう。

[略]

様式第6号（第6条関係）

[略]

[略]			
[略]	技能 習得 手当	受講手当	[略]
		通所手当	[略]
		[略]	
[略]			

[略]

様式第13号（第15条関係）

[略]

[略]					
[略]	通所 日数		寄宿 日数		
[略]					

[略]

様式第15号（第17条関係）

[略]

[略]	
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けたか否か	[略]
[略]	
[略]	

[略]

1 この申請書は、原則として、失業の証明を受けようとする期間（前回の失業の証明日から今回の失業の証明日の前日までの期間をいう。証明を受けた期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当等）中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の証明を受ける日（証明日＝確認日（就業手当に相当する退職手当等））に管轄公共職業安定所の長による失業の証明を受けた後、受給資格者証を添えて、退職当時の任命権者に提出すること。

（注） 就業手当に相当する退職手当の支給対象となる「職業に就いた（就業した）場合」とは、就職又は就労（※1）に該当し、かつ、安定した職業に就いたこと（※2）以外の就業をした場合をいう。

[略]

2～7 [略]

8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1箇月間について該当するものを○で囲むこと。この場合において、申請に係る就業について、職業紹介事業者（厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者をいう。以下同じ。）から紹介を受けて就業したものであるときは、当該職業紹介事業者の名称及び電話番号を記載すること。

9 [略]

様式第17号（第19条関係）

[略]

[略]			
[略]	乗車 <sup>⑨</sup> の（船） 場所		下車 <sup>⑩</sup> の（船） 場所
[略]	※船賃	※車賃	[略]
	[略]	[略]	
[略]			

[略]

様式第18号（第20条関係）

[略]

[略]			
[略]	※船賃	※車賃	[略]
	[略]	[略]	

2～7 [略]

8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1箇月間について該当するものを○で囲むこと。この場合において、申請に係る就業について、職業紹介事業者（厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者をいう。以下同じ。）から紹介を受けて就業したものであるときは、当該職業紹介事業者の名称及び電話番号を記載すること。

なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

9 [略]

様式第17号（第19条関係）

[略]

[略]			
[略]	乗車（船）の <sup>⑨</sup> 場所 (出発空港)		下車（船）の <sup>⑩</sup> 場所 (到着空港)
[略]	※船賃	※航空賃	※車賃
	[略]	距離 運賃	[略]
		km 円	
[略]			

[略]

様式第18号（第20条関係）

[略]

[略]			
[略]	※船賃	※航空賃	※車賃
	[略]	距離 運賃	[略]
		km 円	
[略]			

[略]

[略]

様式第18号の2（第20条関係）

[略]

- 1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、受給資格者証等及び2の確認書類を添付して、退職当時の任命権者に提出すること。

2・3 [略]

様式第18号の3（第20条関係）

[略]

- 1 この申請書は、失業の証明（第13条第3項に規定する失業の証明をいう。以下同じ。）を受けようとする期間（前回の失業の証明の日から今回の失業の証明の日の前日までの期間をいう。失業の証明を受けた期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費））に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の証明を受ける日（証明日＝確認日（求職活動関係役務利用費））に管轄公共職業安定所の長による失業の証明を受けた後、受給資格者証及び2の確認書類を添えて、退職当時の任命権者に提出すること。ただし、高年齢受給資格者又は特例受給資格者にあつては、退職の日の翌日から起算して1年（特例受給資格者にあつては、6箇月）を経過する日までの期間に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証、2の関係書類その他任命権者が必要と認める書類を添えて、当該求職活動関係役務利用費に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に提出すること。

2・3 [略]

[略]

[略]

様式第18号の2（第20条関係）

[略]

- 1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、受給資格者証等及び2の確認書類を添付して、退職当時の任命権者に提出すること。

2・3 [略]

様式第18号の3（第20条関係）

[略]

- 1 この申請書は、失業の証明（第13条第3項に規定する失業の証明をいう。以下同じ。）を受けようとする期間（前回の失業の証明の日から今回の失業の証明の日の前日までの期間をいう。失業の証明を受けた期間＝支給対象期間（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費））に相当する退職手当））に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の証明を受ける日（証明日＝確認日（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費））に相当する退職手当））に管轄公共職業安定所の長による失業の証明を受けた後、受給資格者証及び2の確認書類を添えて、退職当時の任命権者に提出すること。ただし、高年齢受給資格者又は特例受給資格者にあつては、退職の日の翌日から起算して1年（特例受給資格者にあつては、6箇月）を経過する日までの期間に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証、2の関係書類その他任命権者が必要と認める書類を添えて、当該求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に提出すること。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職手当の支給等に関する規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に交付し、備え、又は提出する証書、台帳又は申請書について適用し、同日前に交付し、備え、又は提出した証書、台帳又は申請書については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の職員の退職手当の支給等に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。